

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和7年6月20日（金）午前9時30分～午前9時58分

開催場所： 宇多津町役場西館2階

出席議員： 会長 大坂 秀美
 宮本 政文
 稲田 直樹
 西山 修
 垣渕 直子
 野田 勝彦
 福原 左恵子

欠席議員： 谷川 英昭

農業委員会事務局出席者

 事務局長 福田 伸之
 事務局次長 三谷 真平

(午前9時30分開会)

○大坂会長

おはようございます。

谷川さんがいつもだったら来てると思いますが、お休みかなと思います。今年、今の段階で30度超えというのが連日出てきて、熱中症で救急車に運ばれたり亡くなったり、高齢の方そういった死亡事故も出ているようでございます。

天気から考えますと冬はもう雨が少なく、梅雨の初めにはまあまあ降ってくれたんですけども、それが一転して高温で30度越えという日が続いております。

こういった中で宇多津地区全体を見てみますと、長縄手あたりではもう田植えがかなり進んでいると8割越ぐらいかなという感じがします。

先日、農協の方の総代会の説明会があったわけですがそのときに来年の米については、一応1俵、2万6000円ぐらいを検討しているというふうな話でした。

これにつきましては、実際販売するにあたっての価格調整というのは、8月、9月あたりに出てくるのかなという感じですけど、そういった関係で米は大体2万6000円検討で、農協の方は集荷をするような感じです。これについてはまたはっきり決まったら連絡は来ると思っております。

今日の資料の中でいろいろ出ておりますけども農業委員会としての業務にあたっての改善意見、そういった資料を出してくれというのがございます。職員と一緒に話してたんですが、宇多津については、稲作に関して機械の所有率がものすごく悪いと。今もう放棄地、そういったものも増えている中で、木の太いのが生えてたり、農地に復帰するにはかなりめんどうような土地もあります。

そういった中で、宇多津町全体の水稻作付面積が、前年度は31町か32町ぐらいあったんですけども22～23町ぐらいに減っていると。これは普及センターの方で調べた資料です。その中で宇多津見てみますと、川津からの入作また鍋谷の方では丸亀からの入作、そういったものがあるから、全体で22～23町ぐらいに減っていると。その前は32町ぐらいあ

ったんですけどね。水田面積で行政の方へお願いしたいのは、水稲、所有者、宇多津町全体の水田面積いうのでなく、宇多津町民が持っている水田面積はどのくらいあって、その中で水稲を作っている面積、そういったものも調べてもらいたいなと思ってございます。実際に宇多津町、かなり水田面積はあるんですけども、地区外からの入作が多いということで分譲住宅も増えてはいるんですけども、入作の関係が多いということで所有面積がかなり減ってます。そこら辺りもまた事務局の方で調べて実際に宇多津町で、町民が持っている水田面積が幾らあって水稲に幾ら使われているかそういったものも、調べていただきたいというふうに思っております。

今日の議題については2件ほどですか。こういったことで、またご審議をよろしく願いいたします。

○福田事務局長

はい、それでは早速議案の方入っていきたいと思います。

議案第1号に入らせていただきます。

農地法第3条第1項の規定による届出がありました。

受付は令和7年6月5日になります。

申請内容は、所有権移転とあります。

申請地は、宇多津町***番*で、地目は畑、台帳現況ともに畑でございます。面積は***㎡。

譲渡人は、大阪府****番**号、****様。

譲受人は、宇多津町****番地**、****様でございます。

譲渡人は相続で農地を取得しましたが、遠方ということで、維持管理が困難になってきており、親戚でもある譲受人との話がまとまったようです。今後は自家消費用の玉ねぎやネギの作付を予定しているとのこと。

それではご審議よろしく申し上げます。

○大坂会長

**さんの地区にはなるんですけども、親類との関係での土地の譲渡ということで、これについて何かご意見なり水利の方がいないのでわからないけどどんなですか？全くの他人でないということで、親族間でのやりとりそういったことで、農業継続するんであればそれでいいのかなと思うんですけど、皆さん何かありませんか？

ないようでしたら承認ということで反対される方いますか？承認ということでご同意いただけますか？構いませんか。

○委員一同

はい。

○大坂委員

皆さん同意ということで。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

引き続き議案第2号に入らせていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は、令和7年6月4日でございます。

転用目的は、太陽光発電設備であります。

所在地は、宇多津町*****番と、***番*、***番*、***番*で、合計の面積で*****m²です。

譲渡人は、宇多津町****番地*、****様と宇多津町****番地****様です。

譲受人は、大阪府*****、***、****様でございます。地目はすべて田、台帳も田でございます。

水利は**水利組合の同意をいただいております、香川用水決済金も完済しております。

この案件は、一昨年の10月に提出のあった5条申請、と、一部対象地番を変えての申請となっております。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

野田さんの方から何か意見ありますか？

○野田委員

今事務局から前回は、去年令和5年の10月20日が前回、今回が今日ということで、前回はもう取り下げたと聞いております。

○福田事務局長

取り下げは次の年、令和6年の2月か3月の末で確か取り下げたんですね。今回は**さんが加わっております。

○野田委員

前は**さんがいなかった。

○福田事務局長

うん、**さんだけありました。

○大坂会長

別に問題はないかな。うん。

これ***の下で米作ってたところかな、**さんとか。

○野田委員

これねちょっと段々になってるんです。上の方が、高くて鴨田川の方が低くなっていった。

○大坂会長

だけど太陽光であれば別に問題ないな。**地区の方の役員さんの方からは以上の説明なんですけども何か他の地区から、これに対して質問あるのであれば、受けたいと思いますけども。

何か異議ありますか？異議がなければ承認ということでよろしいですか？

○委員一同

はい。

○大坂会長

そしたらもう承認ということで、はい。

○福田事務局長

はい。ありがとうございます。

では議案書の方は以上ですが、農地機構の方から農地利用集積計画が提出されておりますので三谷事務局次長より説明させていただきます。

○三谷事務局次長

公益財団法人香川県農地機構より、農用地利用集積計画の提出がありました。その抜粋資料が綴じ込みA3と、あと一部A4でつけているものになります。まず、利用権の設定として貸手1人目が宇多津町***番地、***様。土地としては、位置図1をご覧ください。

1筆目が、***の***番*、面積は***m²、田。

2筆目が同じく***の***番*、面積***m²、雑種地。

3筆目が、***番*、面積は***m²、田。

4筆目が、***番*、面積は***m²、田 となっています。

1枚めくっていただきまして、位置図2をご覧ください。

5筆目が***の***番*、面積は***m²、田。

6筆目が***の***番*、面積は***m²で田となっております。

続きまして貸手2人目が、宇多津町****番地、****様。土地としては位置図3になります。

1筆目が、***の***番*、面積は***m²、田。

2筆目が、***の***番*、面積は***m²、田。

3筆目が、***の***番*、面積は***m²、田となっております。

続きまして位置図4をご覧ください。

4筆目ですけども、****の****番、面積は***m²、田。

5筆目が****の****番、面積は***m²、田となっております。

買い手の方ですけども、****番地****様となっております。以上です。

○大坂会長

はい、ありがとうございました。

私の方が紹介したんですけども、これとまだ*が*あったんだけど、ちょっと話がうまいこと言っていないというか、こういった形で6年間の契約ということでしておりますけども宇多津の場合は農振地区でないということで、道路さえあればすぐ売買が可能だと、農地としての移動も可能なんですけどもそういったところを農地機構の担当者と話して、この契約がすべて実行されるんでなく変更はあり得るぞというふうな話はしてございます。

そういったことである程度、農業を継続していける人が多いのであればそれでいいんですけども特に宇多津で面積拡大をやろうとしてる集団は、1つだけです。今、*さんとこが、古代米なり米の分で、集団として一応認められておりますけどもそれ以外そういった集団はないというふうなことです。ですので地区外からの移動になりますけども、来ていただいて農地の管理をしてもらうという、特に農家の方の高齢化が進み*さんとこも主人が亡くなったということで、*さんとこは息子さんおるけど仕事行ってるしね。そういったことで、管理ができないというこ

とでございます。

こういったことで、農業委員の活動として、こういったことからでもやっていかないといけないかなというふうに思っております。

次ですが、令和8年度農地利用の最適化推進施策等に関する改善意見県の方への提出して要望を出してくれということでございます。この辺りの日常業務推進においての問題や課題、現場の状況をできるだけ繊細に記入なり改善意見としては、挨拶でも言ったように農地を守るための水稲作に関する機械の所有台数がかなり少ないことで、機械さえあれば何とかなるんだと一応農協の方で支援事業もやっておりますけども、なかなかそれに追いつくだけのあそこももう機械がコンバインもかなり古いでね。平成12年ぐらいだったかな、買ったのは。あれは国の事業で入れとるんですけども、そういった機械の農協の方がその機械を所有してどうこうするまでの力はないような気がします。

そういったところをまとめて出していただけますか。そういった以外に意見があったら言ってください。要望なり意見なりのところで記入して出していただくと思うんですけども会議が済んでから、後から言っても構いませんので、そういった意見を出していただけたらと思います。この次には農薬は周りに配慮して、正しく使いましょうというふうなことも書いてございますのでまたお目通しをしていただけたらと思います。農薬に関してでも昔ほどは粉剤の散布とかそういったものが一切なくなったんで、あとは河川への肥料のコーティングしたものが海へ流れて、ウミガメがどうのこうのいう話があるのと、除草剤の垂れ流し除草剤をやったら水を堰でちゃんと止めて、水漏れをしないようにするかそういったぐらいだろうと思います。

今年は案外ジャンボタニシも見えるような気はあんまりしないのだけど、そんなにはおらの違うかなと思いますけども、農家はやっぱり薬やりますので、やった後は堰をちゃんとして、池、田んぼの水を掛け直ししないようにしなければ農薬の効果もなくなると水稲にする除草剤についてもね、やっぱりやった後はできたら1週間なり、そこらは貯めておくことは、大抵してくれてると思いますのでこれをまた読んでいただけたらと思います。香川用水の方からも出てきてますけども、香川用水

ももう50年が経ちますんで、大分改修工事もやっています。実際にこの前、水口祭がニュースで出ていたね、そういったものもやりました。私の方からは以上でよろしいですか、はい。

○福田事務局長

あと最後になるんですが、例年この時期に地籍調査事業に関わる一筆調査後における農地地目の認定ということで、現況と地目の変わってる一筆調査の結果が地籍調査の方で出てきてますんで、尾崎係長より今から説明をさせていただいて、同意をいただく形をお願いします。

○尾崎係長

今ご紹介に預かりました地域整備課の尾崎と申します。去年も地籍調査を担当しておりまして、皆さんご存じのように毎年地区を決めて境界の確認であったり、測量しながら進んでいってるところなんです、去年は岩屋の南半分の地区に地籍調査に入りまして調査しました。

その中で地目として登記されている内容とちょっと現況が変わっている場所を現況に即した地目に変えていかなければならない関係がありまして、農地から例えば雑種地であったり宅地であったりその他変わるところをピックアップしたものがそちらになっております。

中身を確認していただいて、ご審議をしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。大体去年の調査の中で用途が変わっているところが106筆ほどありました。

○大坂会長

これが全部そうやな。

○尾崎係長

その中で多いのは学校、中学校がありますので、中学校の中にたくさん筆があったんですけど田んぼのままだったり畑のままだったりとかいうところがたくさんあったのでそれを学校用地にする。それから道路拡幅なんかをしたときに、分筆はしたんだけど地目はそのままになっている。現況道路だけど地目は田とか、畑であったり、残ってるところがあるのでそういうところを修正というか道路に変更していくといったような形のところがたまかな部分ですかね。

あと宅地になってるところもありましたし、納屋や小屋が建っている

ところもあったりするのでそういうところの関係で、筆や地目が変わってるところがあります。

○大坂会長

昔水田のところに簡単な納屋を建てて作業所するとか、機械の置き場にする。ある程度面積は認めてくれとったんやな。

○尾崎係長

そうですね、はい。

○大坂会長

今度はどこするのかな？岩屋が済んだら。

○尾崎係長

今年ですか、今年は茶白山と津ノ山の方に入ります。

○大坂係長

茶白山、畑あっちの方はあるかな？

○尾崎係長

いくらかあるかもしれませんが、地目が残ってると思います。

○大坂会長

茶白山、水田は幾らか残ってるだろうね。

○尾崎係長

おそらく現況は山林になってるところが多いかなと思うので。そういう変更が来年は出るかなと。

○大坂会長

その分でしたらやっぱり水田は水田面積で、ある程度確定はしていくな。所有者の言うあれが、入作とかそんなものもあるけど、宇多津町自体の水田面積は確定はしていく

○尾崎係長

調査時点のですけどね。年数経ったらまた変わってくる。

○大坂会長

それはまた売買もあるか。

長縄手のあたり来るって言ったらどうなる？

○尾崎係長

今年、茶白山と津ノ山行ったら、来年は長縄手の方に入っていく。
おそらくちょっと北と南ぐらい分けていく感じになるから。

○大坂会長

もう中村とかあの辺りはもうすんでるのかな？

○尾崎係長

はいもう済んでいます。

○大坂会長

そしたら中村から長縄手にきたらあそこは一番水田面積多いね。

○尾崎係長

そうですね、長縄手は多分、結構あるんじゃないかと思いますが。

○大坂会長

そらそうだな、俺も田んぼ潰して道にしたし。

家の裏は田んぼだったけど地上げして駐車場とかにしてるし、木も植えてるけどそんなのも全部出る？

○尾崎係長

そんなのも、はい。

○宮本委員

ちょっといいですか？このページこれで現況を見ますね、土地の表題と現況とが出てますね。これに対してどういう処置をするわけ？例えば極端な話、学校のところが田んぼになってるから処置がピックアップしてできてないと、法務局に当然申請をやり直すと思うんですが、表示登記の。

○尾崎係長

表示登記は当然町が行う

○宮本委員

どういう処置をやるんですか？

○尾崎係長

地区を調査したものは3年懸けていろいろ資料とか測量とかして、登記をしていきます。

○宮本委員

登記をする。

○尾崎係長

はい

○宮本委員

町として、登記をしますと。個人、だから例えば学校だったら、町として所有者は町がやりますよね。個人の場合はどうなるんですか？

○尾崎係長

個人も同じく、名義は個人様で地目はもう今回調査でわかった地目に変更する。

○宮本委員

それは個人がやるんですか？町が？

○尾崎係長

町がやります。

○宮本委員

それを聞いてなかった。

○福田事務局長

地籍調査の権限として、そこまでできるんです。

○宮本委員

だからそれを言わないとね。ちょっと書いてるけど所有者の何とか調査をして、それを踏まえて町の費用で権限であるとか、農地の区分を変更しますよという理解でいいんですね、

○尾崎係長

個人の手続きで費用が発生することはないです。

○大坂会長

議事録署名人言うたかな？

○福田事務局長

言ってないです。

○大坂会長

今日の議事録署名人は、福原さんと野田さんでお願いします。

○福原委員・野田委員

はい

○大坂会長

もういろいろすみましたが、何か他にありますか？
なければこれでもう終了といたします。はい。
お疲れ様でした。

(午前9時58分閉会)